

入札説明書

宮崎県が行うフルカラー複合機の賃貸借並びに保守及び消耗品等の供給に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 14 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 5 年 8 月 16 日（水）

2 競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 フルカラー複合機の賃貸借並びに保守及び消耗品等の供給（1 台）
- (2) 物品の特質等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 5 年 9 月 29 日
- (4) 契約期間 令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（60 か月）
- (5) 納入場所 宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号
宮崎県庁 3 号館 3 階 宮崎県教育庁特別支援教育課

3 契約の内容の仕様及び数量等
別添仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種、営業種目が賃貸業務、種目が事務機器の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

カ 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

キ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県教育庁特別支援教育課計画担当（宮崎県庁 3 号館 3 階）

イ 提出期限 令和 5 年 8 月 28 日（月）（開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで）

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送にあつては、簡易書留に限る。）

エ 結果通知 令和 5 年 8 月 31 日（木）までに通知する。

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県教育庁特別支援教育課計画担当

(2) 期間 令和 5 年 8 月 16 日（水）から令和 5 年 8 月 28 日（月）まで
（開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札説明会及び入札に関する質問

本件入札に関する入札説明会は実施しない。ただし、質問がある場合には、次により提出するものとする。

(1) 提出期間 令和 5 年 8 月 16 日（水）から令和 5 年 8 月 28 日（月）まで
（開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 提出先 宮崎県教育庁特別支援教育課計画担当

(3) 提出方法 電子メールで提出すること

E-mail アドレス : ky-tokubetsushien@pref.miyazaki.lg.jp

- (4) 回答方法 個別に電子メールで回答するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

8 入札と開札

- (1) 入札の場所及び日時

ア 場所 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁附属棟303号室

イ 日時 令和5年9月6日(水) 午後3時

- (2) 入札に参加する者は、別紙様式2による入札書を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書のフルカラー複合機賃貸借料は、賃貸借期間を60か月とした場合における60か月分を記載すること。
- (4) 入札書の保守等料金は、複合機の1か月間の複写枚数合計を仕様枚数として、テスト・ミスコピー枚数を控除した枚数で1枚あたりの単価を記載し、金額欄には60か月分を記載すること(1か月の複写枚数は、モノクロ14,000枚、フルカラープリント1,050枚、フルカラーコピー120枚分とする。)
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (10) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

9 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに変わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められた場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（入札金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（過去 2 箇年度の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。）

11 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が脱落した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

13 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁特別支援教育課

宮崎市橘通東1丁目9番10号

郵便番号：880-8502 電話番号：0985-26-7783

E-mail アドレス：ky-tokubetsushien@pref.miyazaki.lg.jp